

事 務 連 絡

令和3年1月26日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国後に陽性等が確認された訪日外国人に関する HER-SYS への
パスポート番号（旅券番号）の入力について（周知依頼）

HER-SYS を活用した発生動向調査の実施については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」（令和2年5月29日付け事務連絡）でお知らせしており、貴会会員医療機関等におかれても積極的に御活用いただいているものと承知しております。

今後、一定の期間が経過した後は、訪日外国人の段階的増加が見込まれる中、訪日外国人の健康管理や感染の早期発見・早期対応の徹底に万全を期す観点から、陽性等が確認された訪日外国人について、HER-SYS 上でパスポート番号（旅券番号）を入力していただくことにしました。

これに関して、各都道府県衛生主管部（局）等に対して別添のとおり通知しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員医療機関等に対する周知に格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8082／8083）

(別添)

事務連絡
令和3年1月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国後に陽性等が確認された訪日外国人に関する HER-SYS への
パスポート番号（旅券番号）の入力について（依頼）

HER-SYS を活用した発生動向調査の実施については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」（令和2年5月29日付け事務連絡）でお知らせしているとおりであり、各自治体でも積極的に御活用いただいているところです。

今後、一定の期間が経過した後には、訪日外国人の段階的増加が見込まれる中、訪日外国人の健康管理や感染の早期発見・早期対応の徹底に万全を期す観点から、陽性等が確認された訪日外国人について、HER-SYS 上でパスポート番号（旅券番号）を入力していただくことにしましたので、御了知の上、格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 趣旨及び目的

- 今後、一定の期間が経過した後には、段階的に多くの外国人が入国することが見込まれます。

感染の早期発見・早期対応の徹底の観点からは、入国時に陰性であった訪日外国人の方が滞在中に陽性になったケースを正確に分析することが必要ですが、現在は、入国時の検査結果等を入力する検疫データシステムと HER-SYS のデータを突合するための仕組みが存在しないことから、両データの突合が困難な状況にあります。

- そのため、国内の新型コロナウイルス感染症対策の徹底はもとより、訪日外国人の健康管理や感染の早期発見・早期対応の徹底に万全を期す観点から、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査業務の円滑な実施に資するよう、陽性等が確認された訪日外国人（詳細は2（1）参照）について、HER-SYS上でパスポート番号（旅券番号）を入力していただくことになりました。

これにより、検疫データシステムとHER-SYSのデータを効率的に連携させることが可能となり、感染の早期発見・早期対応、更にはより効果的な感染症対策の徹底にもつながることが期待されます。

2 HER-SYS上でパスポート番号（旅券番号）を入力する訪日外国人等

(1) パスポート番号（旅券番号）の入力を行っていただく訪日外国人

- 入国時の検査では陰性であったものの、入国後28日以内に陽性等が判明し、感染症法第12条第1項の規定に基づく発生届が提出された訪日外国人

(2) 保健所をお願いしたい具体的な事務

- ① (1)の訪日外国人について、HER-SYS上の「発生届タブ」において「入国日欄」を確認し、「診断年月日」が入国日から起算して28日以内であるかどうかを確認して下さい。
- ② ①による確認の結果、「診断年月日」が入国日から起算して28日以内であった場合には、当該訪日外国人への連絡の際に、パスポート番号（旅券番号）も聴取した上で、HER-SYSの「発生届タブ」の画面下にある「パスポート番号（旅券番号）」欄（※）への入力（半角）をお願いします。

その際、必要に応じて「電話通訳サービス」を御活用いただくことも可能です。詳細は、「保健所における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話通訳サービスについて」（令和2年12月23日付け厚生労働省健康局健康課地域保健室事務連絡）を御参照下さい。

（※）HER-SYSの画面上に、パスポート番号（旅券番号）の入力欄を新たに追加しています。

(3) 医療機関においてパスポート番号（旅券番号）を入力する場合の取扱い

- パスポート番号（旅券番号）の入力は、主に保健所において行っていただくことを想定していますが、医療機関の協力をいただける場合には、当該医療機関において感染症法第12条第1項の規定に基づく発生届の入

力・提出をする際に、パスポート番号（旅券番号）の入力（半角）も併せてお願いします。（※）

（※）具体的には、被保険者証を有さず、パスポートの提示を求めた上で診察した訪日外国人のうち、陽性等が確認された者について、発生届の入力項目である「入国日」を聴取した結果、入国日が28日以内であった場合に、パスポート番号（旅券番号）を半角で入力してください。

- なお、医療機関においてパスポート番号（旅券番号）を入力した場合には、保健所において、入力済のパスポート番号（旅券番号）を改めて確認する必要はありません。

（4）その他

- 訪日外国人には、日本入国の時点で誓約書を記入・提出していただくこととなりますが、当該誓約書において、入国後に陽性となった場合には、保健所や医療機関にパスポート番号を提供・提示する旨が追記されます。従って、保健所や医療機関が訪日外国人のパスポート番号（旅券番号）を取得・入力することは、入国時に記入・提出する誓約書に基づく措置であり、当該訪日外国人から説明の求めがあれば、その旨をお伝え下さい。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03（5253）1111（内線8082／8083）